

平成30年6月定例会報告

平成30年6月14日（木）から6月28日（木）の15日間、6月定例会が開催されました。

今回は、3月議会で継続審査になった「議案第30号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件」と「議案第48号第四次宇部市総合計画後期実行計画の策定について」が議論となりました。

まず、「議案第30号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件」については、施行日を平成31年4月1日と変更し可決されました。

私は、下記のとおり討論をし、反対をしました。

記

議案第30号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件に対し反対の立場から討論をいたします。

地方自治法第228条第1項で、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない、となっております。

また、使用料に関する事項は議会の権限であり条例事項であるから、使用料の額の決定を全面的に市長に委任することは違法であるとの行政実例もあります。

今回の宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の条例案では宇部市ふれあいセンター条例の第6条においては、使用料の減免について、まず一点目で市の執行機関が主催又は共催する行事等に使用するとき、それから2点目として市長が特別の理由があると認めるときの二点について市長が使用料を免除することができる」と規定しています。

この条例が継続審査なり、減免をする範囲が議論され、二転三転し、現時点では、「市長が特別の理由があると認めるとき」ということを市長が定める宇部市ふれあいセンター条例施行規則で規定するという方法で運用していくとのこととあります。

この特別の理由という文言については、宇部市渡辺翁記念会館条例の第10条や宇部市文化会館条例の第11条にもあり、「指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を後納させ、又は減免する

ことができる。」との規定があります。

本来、この特別の理由は、事前に特定できない事例が発生したときなどの特別な場合に市長の判断で行えることを条例で認めたものであり、恒常的な事項に関し、市長に委任しているものと解釈することには無理がある言わざるを得ません。

したがって、本条例と施行規則の運用方式では、使用料の徴収の決定を市長に委任することになり、違法であるとする行政実例にも反します。減免する範囲を条例上きっちり定義することが地方自治法の要請であり、本条例は、地方自治法第228条第1項の主旨に反する条例であるので、この条例案には、反対をいたします。

以上の論点で反対をしましたので、今後、法律的に関係機関に問い合わせ、検討していきたいと考えています。

次に、「議案第48号第4次宇部市総合計画後期実行計画の策定について」は、下記の附帯決議に私も賛成をし、可決されました。

記

「議案第48号第四次宇部市総合計画後期実行計画の策定について」に対する附帯決議

- 1 後期実行計画に係る総事業費不足額の捻出について
財源確保が不明確であり、喫緊に取り組むべき事業と長期的視点で取り組むべき事業の選別を行い、事業費を確保した上で事業を実施すること。
- 2 ガーデンシティの推進について
後期実行計画におけるガーデンシティ推進プロジェクトについては、事前に構想案を議会に報告すること。
- 3 バイオマス産業の事業化について
 - (1) 生ごみバイオガス発電事業については、他市の事例等も十分に調査し、事業の採算性がないと判断された場合は、事業を中止すること。またプラント建設に当たっては、事前に議会に報告すること。

(2) 液肥の活用については、耕作放棄地が増加している状況下で、その利用範囲がどの程度あるのか、しっかりと把握した上で実施すること。

また、収益の範囲内での液肥づくりの事業とすること。

(3) 生ごみバイオガス発電施設は、ごみ焼却施設と総合的、一体的に捉えることによってごみ処理経費の削減に大きく結びつくことから、ごみ焼却施設の更新問題について検討すること。

平成30年6月25日

総務財政委員会

◎ 次のとおり、一般質問を行いました。

1 新庁舎建設に伴う諸課題について

(1) 新庁舎におけるICT化の取り組み

(質問要旨)

5月8日に本庁で行われたICT化のデモンストレーションを拝見し、今後の取り組みについて大いに関心を持ちました。今後、どのように新庁舎のICT化を進めて行かれるかお伺いします。

(回答要旨)

本市では、2018年3月に策定した「新庁舎建設基本設計」において、ネットワークインフラやセキュリティー、エネルギーマネジメントなど、様々な場面においてICTを活用することで、近未来型ICT庁舎を目指すこととしています。

その中で、執務環境については、多様化する市民ニーズへの的確な対応や行政運営の質的向上が求められる中、職員間での情報共有や意思決定の迅速化を図る観点からオフィス改革や働き方改革と一体的にICT化を進めていくことが重要と考えています。

このため、様々な業務において、業務プロセスの標準化を進めるとともに、ICTやAI等を積極的に活用し、自動化や省力化を図ることで、機能的・効率的な執務環境を整備します。

今後のスケジュールとしては、6月末を目途に、執務環境におけるICTの効果的な活用について、基本的な方針を作成することとしています。

その後、その方針に基づき、2021年度の1期庁舎の供用開始に向け、標準的で効果的な業務プロセスの構築や、導入するICTやAI等の選定について、テストを重ねながら進めていきます。

(再質問要旨)

「様々な業務において、業務プロセスの標準化を進めるとともに、ICTやAI等を積極的に活用し、自動化や省力化を図ることで、機能的・効率的な執務環境を整備します。」と市長答弁を頂きましたが、具体的にどのような取り組みを考えているのかお伺いします。

(回答要旨)

主な取組としては、コミュニケーションの活性化や多様な働き方につながるフリーアドレスの導入に向け取り組みます。

また、意思決定の迅速化や会議運営の省力化につながるペーパーレスによる電子会議をはじめ、定型業務を自動化するAI等の導入についても取り組んでまいります。

(要望)

ICTやAI等の導入にあたっては、複数の自治体と連携し、広域で行うということの一つの手段になってこようと思います。国が推進する「自治体クラウド」の導入に向けた取り組みと合わせ、窓口業務はもとより、他の様々な業務においても、さらなる広域連携を進められるよう要望をいたします。また、ICT化には職員の知識や技能がさらに重要になってきますので、職員研修の充実に力を注いでいただきますよう要望します。

(2) 新庁舎建設に伴う他の公共施設の統廃合

(質問要旨)

平成29年12月の一般質問でお伺いし、「時期を失することのないよう検討を行ってまいりたいと考えております。」との答弁を頂き、また、平成30年度施政方針において「勤労青少年会館など庁舎周辺の公共施設との統廃合についても、検討を進めます」とされております。今後どうしていかれるか質問をいたします。

(回答要旨)

本市の公共施設マネジメントについては、「宇部市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の方向性や保全・管理運営手法等を検討・調査し、個別施設

計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

そのような中、新規整備の抑制を基本とし、長寿命化の推進とともに、複合化や統廃合等によって総量の縮減を図るなど、将来を見据えた施設マネジメントの推進に留意しています。

庁舎周辺の公共施設では、勤労青少年会館が、建築後50年以上経過しており、2017年度に実施した耐震診断では、耐震性能を表すI_s値が、必要とされる0.6以上に対して0.2となっており、耐震性能が低いとの結果が出ています。

このような状況から、利用者の安全性などを考慮して、利用団体からの聞き取りを始めており、今後、市民との意見交換も踏まえて、存続が必要な機能の選定を行い、現在整備を進めている市役所新庁舎や他の公共施設等への機能の統廃合などについて検討を行ってまいります。

(要望)

平成28年3月に宇部市公共施設等総合管理計画を策定され、その中で、今後、個別施設計画を順次策定していくとなっており、本庁舎もこの中に入っているが、取り組みが少し遅すぎであり、早急に結論を出され、進めて行かれることを要望します。

2 教育の諸課題について

(1) 小中一貫教育

(質問要旨)

宇部市においては、平成26年から小中一貫教育に関する取り組みを開始され、平成32年度から全中学校区で実施されると聞いております。また、平成27年6月の学校教育法改正で「義務教育学校」が位置付けられ、多くのメリットもあると思いますが、このことも踏まえ、今後どのように進めていかれるかお伺いします。

(回答要旨)

2014年12月、国の中央教育審議会は、教育再生実行会議の提言を受けて、学校の諸課題を解決し教育の質を向上させるため、小中一貫教育への取組を加速するよう答申しました。

小中一貫教育とは、組織上は独立した小学校と中学校が、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、小中が協力して系統的な教育を目指すものです。

この動きを受けて本市では2020年度からすべての小中学校を小中一貫教育校にすることを目標に、その準備を進めているところです。

現在は、桃山中学校区、川上中学校区、東岐波中学校区、楠中学校区の4つをモデル校区とし、学校教育目標の一元化、9年間を通したカリキュラムづくり、小中教員の乗り入れ授業など、小中一貫教育校に必要な教育環境の整備に取り組んでいます。

また、2015年6月の学校教育法の一部改正により、小中学校を完全に一つの組織とする義務教育学校の設置が可能となりました。

義務教育学校は小中一貫教育校と違って、校長も一人、教職員組織も一つとなります。

また、教員は原則、小学校、中学校両方の免許状を有しており、小学校段階から中学校とのつながりを意識した、より専門性の高い授業を受けることが可能となります。

現在、全国に設置されている義務教育学校のほとんどは同一校舎、同一敷地内で運営されており、その教育環境からも大きな成果を上げています。

教育委員会では、将来的に義務教育学校の設置も視野に入れて、小中一貫教育校の設置に向けた準備に取り組んでいきます。

(要望)

将来的に義務教育学校の設置を視野に入れて、2020年度からすべての小中学校を小中一貫教育校にすることを目標に、準備を進めているということがあります。義務教育学校のメリットも大きいということですが、まず、2020年度からの小中一貫教育に向けて、最大限の努力をお願いします。

(2) 見初小学校、神原小学校、琴芝小学校の学校統合

(質問要旨)

現在、見初小学校、神原小学校、琴芝小学校の学校統合に向けて関係者が集まり協議が始まっていると聞きました。この取り組みに関して教育委員会として、どう取り組んでいかれるのか取り組み方針をお伺いいたします。

(回答要旨)

2017年11月に開催された、第8回見初小学校・神原小学校統合準備協議会において、見初小学校、神原小学校、神原中学校の2小1中による統合案が見送られ、新たに見初校区から、見初小学校、神原小学校、琴芝小学校、神原中学校の3小1中による学校統合案が提案されました。

この案に対し、現在、3校区の関係者が学校統合についての協議を進めてお

り、教育委員会としても、その動向を注視しているところです。

今後、3校区から正式に要望があれば、地域の声にしっかりと耳を傾けながら、児童生徒への教育的効果を踏まえ、学校統合の方向性について丁寧に対応していきます。

(再質問要旨)

私事でございますが、私は、琴芝小学校ができた昭和33年に東新川駅通りに住んでおりました、神原小学校に入学をいたしました。兄たちは、見初小学校に通っていましたが、神原小学校に転校をしております。当時は、団塊の世代が小学校に通っているときであり、私が小学校一年生の時にはクラスは6組ほどであったと記憶をしております。放課後になると、クラス対抗で野球などをよくしておりました。

ところで、本年4月の3つの小学1年生の児童数とクラスの数をお聞かせください。

(回答要旨)

平成30年5月1日現在、見初小学校は12人、1クラス、神原小学校は49人、2クラス、琴芝小学校は51人、2クラスです

(再質問要旨)

この学校統合ですが、原点に戻ってお聞きしますが、そもそも何のために学校統合必要と考えておられるか、お聞きします。

(回答要旨)

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。

そのため、小中学校では、一定の集団規模が確保されることが望まれますが、児童生徒数の少ない学校においては、集団の中で社会性を養う機会が不足することや、人間関係が固定化することなどが課題として挙げられます。

これらの課題を解消し、児童生徒に望ましい学習環境や生活環境を提供するために、宇部市が定める適正な基準を満たさない学校については、学校統合が必要であると考えています。

(要望)

3校区から正式な要望があれば、児童生徒への教育効果等を踏まえ、学校統合の方向性について丁寧に対応をしていかれるということで、今後、積極的に進めて行かれることを要望します。